

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、本日付けで食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第26号）が公布され、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第9に規定される測定及び算出の方法等が改正されたところです。「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知。以下「次長通知」という。）においては、栄養成分等の分析方法等の詳細を「別添 栄養成分等の分析方法等」に示していることから、同府令の改正を受けた具体的手法の追加等の改正を行いました。

上記に係る事項のほか、食品表示基準における栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除規定の削除に係る改正、同基準別表第10に規定される栄養素等表示基準値の改正、同基準別表第12に規定される栄養強調表示の基準値の改正等並びに機能性表示食品に関する告示の制定及び関連通知の発出に伴い、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。